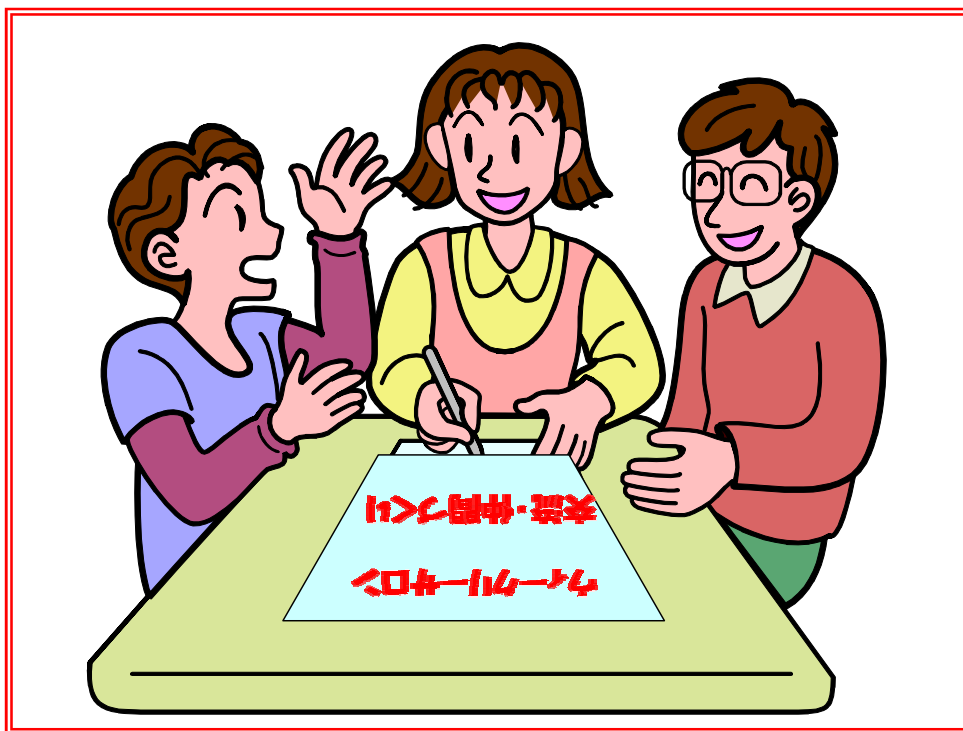


中央区のシンボルマーク

中央区PR版 VER. 1.1

基本目標

みんなでつくろう、
支え合い安心して暮らせる中央区
中央区地域福祉計画



計画期間 平成18年度～22年度

千葉市

- ・もう少し詳しく知りたい方は、千葉市のホームページ、又は、出前講座をご利用ください。
- ・このPR版は、地域福祉計画を推進するための資料です。説明会などで必要な方は千葉市保健福祉総務課までご連絡ください。

計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化や核家族化の進展、社会情勢の変化により生活習慣や価値観が多様化し、昔のような、隣り・近所の助け合いや地域のつながりが希薄になってきています。

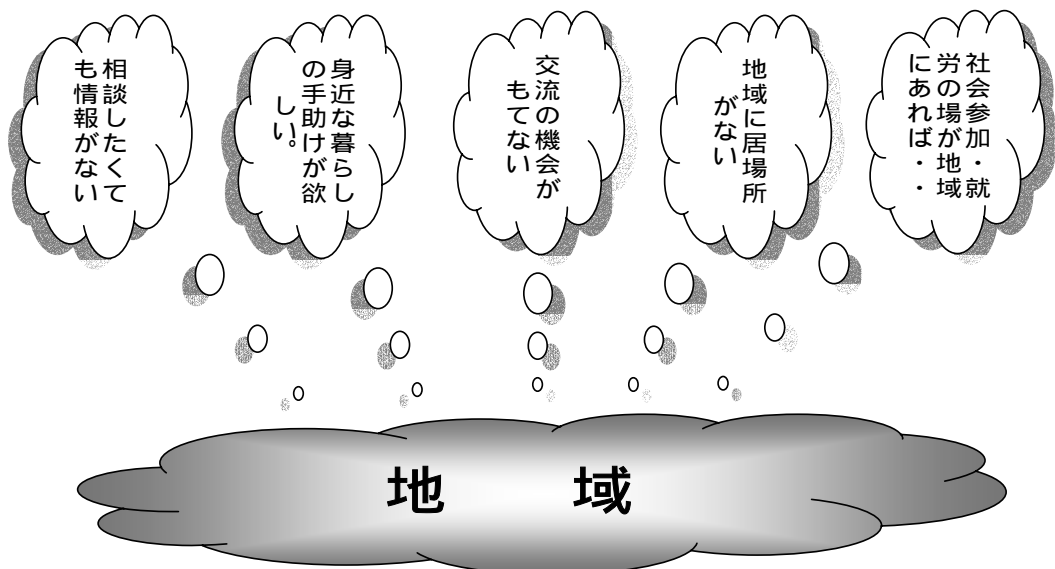
また一方で、地域で安全で安心して暮らしていく中で、高齢者世帯の介護の問題や母親の育児不安、障害者の地域交流や雇用の問題、子どもの安全の確保、また、空き巣、ひったくり、振り込め詐欺、リフォーム詐欺の問題など、様々な生活上の問題が増えています。

行政では、保健・医療・福祉、その他のサービスの提供を進めていますが、市民ニーズを十分に把握し、スピーディに対応するには行政だけでは十分こたえられない状況にあります。

そのため、住みなれた地域で、安心して充実した生活を送れるように、地域の様々な人、団体、組織が連携を深め、支え合い助け合う地域の力 = 『地域力』(ちいきりよく) を高め、地域ができることは自分たちで解決していくことが大切になってきています。

この計画書は、区民一人ひとりが地域の構成員として役割をもち、支え合い助け合う仕組みをつくることを目指し、策定しました。

地域から寄せられた身近な生活課題 たとえば・・・



計画の特徴

計画づくりには、多くの住民の皆さんが参加しました。

地域の生活課題や問題点の抽出から、その解決に向けた取り組みにいたるまで、すべて住民の皆さんの話し合いで、決めてきました。

主役は、住民の皆さんです。

住民の手による、住民のための計画です。計画の推進には住民の皆さんによる取り組みが期待されます。

従来の行政計画とは異なります。

この計画は、地域の住民の皆さんが、地域の実情に応じて、重要度や取り組みやすさから、住民の皆さんの話し合いで、役割を決めて取り組むことが期待されています。

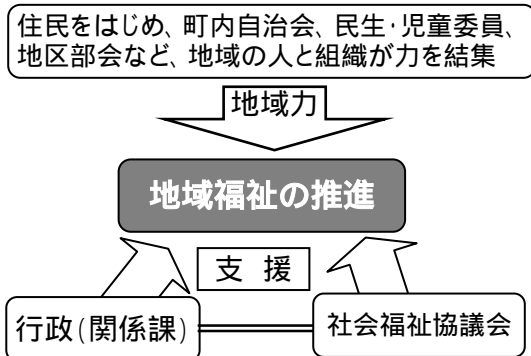
地域の力を結集することが必要です。

地域の力を結集し、それぞれが役割をもち、課題解決に取り組めます。地域力を高めていくことが成功の鍵です。

行政等の支援

行政は地域の取組を支援するとともに、地域福祉の推進のために基盤づくりを行います。

また、地域の多様な地域福祉活動を推進する役割を果たす社会福祉協議会も、地域の計画の実施を支援していきます。



計画をつくるまで

身近な地域の課題

課題の整理

解決策の検討

具体的取り組み

身近な地域の課題を地域の住民自身で考え、その生活課題に対する解決策を検討するため、中央区を4つに分け、地区フォーラムを設置しました。(平成16年4月)

地区フォーラムには、地域を構成する様々な分野から78名の区民に参加していただき、地域で暮らし、地域活動を行っているなかで感じている生活上の課題を出し合い、地域の連携でできることを中心に解決策の検討を行いました。

次に、7つの基本方針をつくり、基本方針ごとの具体的な取り組みと計画案づくりを分科会で行い、地区フォーラムから選出された委員で構成する中央区地域福祉計画策定委員会において、中央区の地域福祉計画が決定しました。(平成18年2月7日)

みんなできくろう、
支え合い安心して暮らせる中央区

基本方針 1

支援を必要とする人たちが地域で埋もれてしまわないよう、お互いが隣近所に気を配り、支え合いの仕組みをつくり身近なコミュニティづくりを推進

- (1) 地域活動をしている人、組織のネットワーク
- (2) 日頃から近所付き合いができる関係をつくる
- (3) 見守り体制をつくり、見守り活動を行う

基本方針 2

誰もがいつでも気軽に立ち寄り、楽しく過ごせる場を地域に確保し交流の輪を広げて仲間づくりがはかれるようにする

- (1) 高齢者の交流の場をつくる
- (2) 子どもと子育て中の親
- (3) 障害者の交流の場づくり
- (4) 世代を超えた、地域交流の場

基本方針 3

誰もが、地域社会でその人らしく充実した生活が送れるよう、地域に活動の場・就労の場を確保し、社会参加ができるようにする

- (1) 高齢者の社会参加を推進する
- (2) 軽度の障害者の社会参加を推進する
- (3) 重度の障害者社会参加を推進する
- (4) 子育て中の親の社会参加を推進する
- (5) 閉じこもりがちな青年の社会参加推進する
- (6) 社会活動を推進する体制づくり

基本方針 4

誰もが持つ福祉の心を喚起・啓発し、幅広い福祉の活動の輪を広げる仕組みづくりも行って、人材の育成と地域の福祉力を高める

- (1) 福祉の心を喚起・啓発する取組み
- (2) 幅広い福祉活動の輪を広げる仕組みづくり
- (3) 人材を育て、集める（育成・活用・確保）

基本方針

取り組みの方向性

基本方針 5

いつでも気軽に相談ができて、欲しい情報を分かりやすく収集できる仕組みをつくる

- (1) 相談体制、情報提供の場づくり
- (2) 情報が正確に伝わる

基本方針 6

人権尊重の意識を高め、地域社会から偏見や差別をなくすため、家庭、学校、地域などの場で福祉教育に積極的に取り組む

- (1) 学校での取り組み
- (2) 家庭での取り組み
- (3) 地域での取り組み

基本方針 7

地域が安心・安全で住みよいものになるよう、人にやさしい生活環境づくりを進める

- (1) 防犯・防災体制づくり
- (2) 高齢者/障害者等の利用に配慮した環境整備

基本方針 ~ 基本的な方向 ~ 具体的な取組み	
1 身近なコミュニティづくりの推進	
1	地域活動をしている人たち及び関係機関のネットワークをつくる
	1 地域支えあい連絡会
2	常日頃からの近所付き合いができるような関係をつくる
	2 地域ボランティアの拠点づくり
	3 シニアボランティアの登録制度の創設
	4 世話役さん
3	見守り体制をつくり、見守り活動を行う
	5 見守り体制をつくる
	6 小地域防災活動
	7 すべての子どもを地域で育てる
2 交流の場と仲間づくり	
1	高齢者の交流の場をつくる
	8 ウィークリーサロン
	9 お年寄り向けのスポーツクラブ活動
2	子どもと子育て中の親
	10 地域による子ども教室
	11 クラブ活動PR運動
	12 子ども会の充実
	13 子育て家庭への戸別訪問の充実
	14 子育てサロンの充実
	15 子ども相談応援隊の訪問体制づくり
3	障害者の交流の場づくり
	16 イベントを通じた地域交流の推進
	17 学校における子ども同士の交流の推進
4	世代を超えた、地域交流の場
	18 ドッキングプレイス
3 社会参加の推進	
1	高齢者の社会参加を推進する
	19 社会福祉施設でお手伝い
2	軽度の障害者の社会参加を推進する
	20 社会活動応援隊の結成
	21 ボランティアによる戸別訪問
	22 地域内行事参加の啓発活動
3	重度の障害者の社会参加を推進する
	23 障害者の雇用の推進
	24 雇用推進の広報の充実
4	子育て中の親の社会参加を推進する
	25 一時的な子育てを地域ぐるみで支援する
5	閉じこもりがちな青年の社会参加を推進する
	26 地域における若者自立支援運動
6	社会活動を推進する体制づくり
	27 お仕事斡旋センターの創設

4 人材の育成・地域の福祉力向上	
1	福祉の心を喚起・啓発する取り組み
	28 地域で福祉に関する講座、ボランティア講座等の受講機会の提供
	29 幼児期からの障害児とのふれあいづくり
	30 障害者との継続した、ふれあいづくり
	31 市民のボランティア体験、障害者とのふれあいづくり
	32 福祉のまちづくりの啓発
	33 障害者の権利擁護活動
2	幅広い福祉活動の輪を広げる仕組みづくり
	34 福祉施設等と住民の連携
	35 地域の障害者の自立支援体制をつくる
3	人材を育て、集める（育成・活用・確保）
	36 世話役さん（再掲）
	37 地域ボランティアの拠点づくり（再掲）
	38 公共施設等職員の対応能力のレベルアップ
	39 福祉事業者の体質改善、福祉事業従事者の専門、技能強化
5 相談体制、情報提供の場づくり	
1	相談・情報センター構築（センターサテライト構想）
	40 中央区相談・情報センター
	41 中学校区相談・情報センター
2	情報が正確に伝わる
	42 福祉マップ、福祉情報誌
	43 わかりやすい情報の集約
6 福祉教育の推進	
1	学校での取り組み
	44 学校での福祉教育
2	家庭での取り組み
	45 家庭での福祉教育
3	地域での取り組み
	46 地域での福祉教育
7 人にやさしい生活環境づくり	
1	防犯・防災体制づくり
	47 学校安全ボランティア活動の推進
	48 防犯安全運動の推進
	49 地域防犯パトロール
	50 町内自衛防災活動
2	高齢者・障害者等の利用に配慮した環境整備
	51 バリアフリーのまちをつくる

具体的な取り組み

基本方針 1 身近なコミュニティづくりの推進

身近な問題に対する近隣同士での助け合いや地域のつながりが希薄になってしまっています。支援を必要とする人たちが地域で埋もれてしまわないよう、お互いが隣近所に気を配り、支え合いの仕組みをつくって身近なコミュニティづくりを推進します。

事業名	1 地域支えあい連絡会	
事業内容		
地域を支える様々な組織、人が連携、協働を進め、支援する側のネットワークが実質的に機能し、支援を必要とする人に総合的なサービスが的確に届くようにする。		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
社協地区部会、町内自治会、社会福祉法人・施設、在宅介護支援者、区社協、保健福祉センター、NPO、ほか		

事業名	2 地域ボランティアの拠点づくり	
事業内容		
「こんなボランティアできます」と「こんなボランティアをして欲しい」といった地域住民の意向をコーディネートする仕組みを地域でつくる。人材バンクを中学校区単位に設ける。		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
活動ボランティアとして、 福祉や教育を専攻する大学生 ボランティア活動を経験した小中学生 様々な技能・特技を持つ退職高齢者 看護師、保健師、保育士の資格を持つ市民 社会福祉施設職員 活動を希望する市民		【支援体制】 社協地区部会、町内自治会、福祉団体などが推進体制を結成し、コーディネーターとして、人材募集、斡旋、育成計画、育成方法、住民への周知方法を検討する。 〔継続のための工夫〕 ボランティア券の発行

事業名	3 シニアボランティアの登録制度の創設	
事業内容		
<p>身近なコミュニティづくりのために地域の高齢者に担い手となってもらう。 高齢者の近所づきあいのきっかけづくり、生きがいづくり、社会参加にも寄与する。 活動する高齢者の「シニアボランティア」登録制度をつくる。登録者にはワッペンを！ (例) 防犯パトロール隊やウォーキングクラブ等の行事を考案し、参加を募るなど</p>		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
地域活動の参加に意欲をもつ高齢者		

事業名	4 世話役さん	
事業内容		
<p>児童虐待やお年寄りの孤独死などが増え続けることで、民生・児童委員への負担が非常に大きくなっていることから、地域でできる工夫の一つとして、より多くの人々が、できる範囲で、民生・児童委員をサポートするものである。世話役さんの役目は民生・児童委員への連絡（橋渡し）である。</p>		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
活動を希望する市民		今後の検討事項 資格認定の必要性 研修の必要性

事業名	5 見守り体制をつくる	
事業内容		
<p>支援を必要とする人を日頃の付き合いのなかで見守りながら、災害時に備える。地域の中で、支援を必要とする人の意向を尊重しながら、日頃から見守り体制をつくり、安否確認や声かけなどを行いながら、災害時に見守り体制が機能するようにする。</p>		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
社協地区部会、町内自治会、民生・児童委員、老人クラブなどが、その地域の状況に応じて組織化する。		<p>誰が誰をどのように避難誘導するのか、機能し易いサポートチームづくり、連絡方法や避難方法などのマニュアルを作成する。</p> <p>ア 見守り対象者の把握 イ 通常時の見守り体制 ウ 災害時の見守り体制 本人の支援希望を尊重する。</p>

事業名	6 小地域防災活動	
事業内容		
<p>自主防災組織や町内自治会の班や組を活用して、小規模な防災組織をつくる。 町内自衛防災活動（NO50）へ発展させていく。</p> <p>防災訓練、救助訓練、避難場所決め・確認、避難生活シミュレーション、防災グッズ等の紹介や説明会、耐震住宅等の説明会などを必要に応じて実施する。</p> <p>非常時の連絡先、家族の人数、お年寄り、小さな子ども、障害者など、災害弱者の有無を確認し合い、できれば調査票を持ち合い、いざという時に、ご近所で助け合えるようにする。</p>		
	主な担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制
	<p>自主防災組織や町内自治会の班や組を活用する。</p> <p>企業も参加することで地域との連携が深まる。</p>	

事業名	7 すべての子どもを地域で育てる	
事業内容		
<p>近所の子どもと顔見知りになることで、子どもの安全のための見守りを地域全体で担う。そのため、行事や総合学習に地域で協力できる人を、地域での人材として登録しておくとともに、日頃から次のような活動を実践する。</p> <p>ア 登下校時の児童に対して外に出て、声をかける。</p> <p>イ 保育所、幼稚園、学校行事を地域に開放し、地域の人に広く参加してもらう。</p> <p>ウ いきいきサロン、子育てサロン、育児サークルへ、地域住民が積極的に参加する。</p>		
	主な担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制
	地域住民	

基本方針 2 交流の場と仲間づくり

誰もがいつでも気軽に立ち寄り、楽しく過ごせる場を地域に確保し、交流の場を広げて、仲間づくりがはかれるようにする。

事業名	8 ウィークリーサロン	
事業内容		
<p>身近な所で、つどい、交流する場所と機会を拡充する。</p> <p>100～200世帯を単位に、社協の「ふれあいいきいきサロン」や「老人つどいの家」などの高齢者向けサロンを、地域で月に1回程度、計画的に開催し、徒歩圏内で、週に1回程度利用できるようにする。</p> <p>幼児、障害者の参加も呼びかけていく。</p>		
主な担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制	
<p>社協地区部会 町内自治会 民生・児童委員 老人クラブ 子ども会・子ども会育成連絡会 世話役さん（新規） 地域のボランティア などで構成する連絡会議をつくり、輪番制を取り入れるなど、柔軟な体制づくりを検討する。</p>	<p>ア サロン内容の検討 気軽に参加できるような雰囲気づくり、関心の高いテーマ設定、講師の確保など、魅力あるサロンづくりなど</p> <p>イ 開催日の調整・広報 サロンの開催日を調整し、日程表を作成して地域で広報を行い、サロンに参加できるようにする。</p> <p>行政側との協議事項 場所の確保について協議が必要</p>	

事業名	9 お年寄り向けのスポーツクラブ活動	
事業内容		
<p>介護予防、ひきこもりの防止をかねた交流の場と機会を拡充するため、ウォーキング、体操、グランドゴルフ、ふれあい・散歩、転倒予防教室（運動機能訓練）などの地域活動を展開する。</p> <p>ウィークリーサロン（NO8）のメニューとしても活用。</p>		
主な担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制	
<p>社協地区部会 老人クラブ 社会体育指導員 シニアボランティア（NO3）</p>	<p>a クラブ活動の検討 お年寄りに人気のあるクラブ活動を検討し、地域で希望者を募集し、クラブ活動を運営、指導する。</p>	

事業名	10 地域による子ども教室	
事業内容		
地域のすべての子どもたちに、スポーツや文化を学ぶ機会を与え、子どもたちの健全育成を図るため、スポーツ、文化教室を開催する。なるべく親子で参加し、家庭でも実践できるようにする。中学生がゲストとして参加することも検討する。各種スポーツ教室のほか、お手玉、紙芝居、編み物、紙飛行機、語り、百人一首、囲碁、将棋など。		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
シニアボランティア（NO3） 学校 P T A 子ども会 町内自治会 などが連携し、運営協議会を設置する。		放課後児童の居場所づくり事業を実施している教育委員会の方針に積極的に協力していく。

事業名	11 クラブ活動 P R 運動	
事業内容		
地域のすべての子どもたちに、希望するクラブに参加できるチャンスを与え、子どもたちの交流や居場所を確保するため、学校での課外クラブ活動、公民館での絵画や習字などの教室・講座、民間で行う各種クラブなど、地域内での各クラブ開催状況や募集状況などの一覧表を作成し P R する。		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
学校、 P T A、主任児童委員連絡会 子ども会・子ども会育成連絡会 地域のボランティア 町内自治会 などが連携し、運営協議会を設置する。		クラブが不足している地域については、地域内から担い手を確保し、子ども向けのクラブを増やすよう取り組む。

事業名	12 子ども会の充実	
事業内容		
学年をこえた子どもたちの交流の場を拡充するためには、子ども会が活性化することが必要であり、そのため子ども会を充実させる取り組み積極的に行う。		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
子ども会 地域のボランティア		町内自治会の役割の中に、「子ども会の充実」を加え、町内自治会を中心に運動を盛り上げていくことを検討する。

事業名	13 子育て家庭への戸別訪問の充実	
事業内容		
<p>子育て家庭への訪問体制を充実させることにより、地域で安心して子どもを育てられるようにする。また、育児不安の解消、親のひきこもり、乳幼児虐待の予防を図る。</p> <p>ア 訪問回数の増やすことを検討する。</p> <p>イ 訪問の際に、育児サークルや子育てサロンへの参加を呼びかけるとともに、一緒にサロンなどへ同行して、スムーズに参加できるように導く。</p>		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能/支援体制
<p>保健センター・地域保健推進員 地域のボランティア など</p>		<p>行政側との協議事項 地域保健推進員が中心となっている事業の拡充を図るものであり、特に地域のボランティアが個別訪問することになるので、ボランティアの認定も含めて行政との協議が必要。</p>

事業名	14 子育てサロンの充実	
事業内容		
<p>子育て中の親子の仲間づくりの場と機会を拡充する。サロンの場の拡大、保育所(園)、学校の空き教室、子育てリラックス館や子どもルームの空き時間の活用手法なども検討。</p>		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能/支援体制
<p>社協地区部会 地域のボランティア 人材バンクに登録された子育ての経験者や専門家に協力を求める。</p>		<p>魅力あるテーマづくり 子育ての知識や、同じ悩みを持つ者同士の仲間づくりを、サロンに求めている人が多いことから、食事づくりや健康管理の仕方など、関心の高いテーマづくりを研究する。さらに、テーマに合った講習や検診などを行うほか、専門家の配置も検討する。</p>

事業名	15 子ども相談応援隊の訪問体制づくり	
事業内容		
市内の全中学校で、スクールカウンセラーが配置され、生徒の相談役になっているが、もっと気軽に、そこまで深刻にならないうちに、児童・生徒が相談しやすくするための仕組みをつくる。地域が学校に通う子どもたちと信頼関係を築き、子どもたちが気軽に悩みを相談でき、解決に導くことで、少しでも、引きこもりや不登校になる子どもを減らしたい。		
主な担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制	
(先生の手助けとなるフォロー体制) 児童・生徒の保護者 民生・児童委員 青少年育成委員 青少年相談員 青少年補導員 地域のボランティア などで体制を検討する	先生の手伝い役として、教室の中へ入り、授業にも参加して、少しでも生徒一人ひとりに対して、相談にのれるような体制づくりを検討する。 教育委員会では、関係機関が連携して、子どもたちの心の相談に当たっているが、保護者や地域との連携の大切さも認識しているので、今後、協力関係を構築していく。	

事業名	16 イベントを通じた地域交流の推進	
事業内容		
障害種別に関わらず、地域住民の誰もが、多くのイベントに参加できるよう、障害者団体の横の繋がりを強化するとともに、広く地域住民に広報する。		
ア 障害者団体の横の繋がりの強化 今以上に、団体間の連携を図ることで、障害種別を超えた、多くの人に参加できることとなり交流が深まる。		
イ 障害者団体が主催するイベントの広報の充実 個人的なつながりで声をかけるだけでなく、町内自治会の回覧板や市政だよりを使い、広く地域住民に参加を呼びかける手法を検討する。		
主な担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制	
障害者団体 関係機関 地域のボランティア 町内自治会 などで、連絡協議会を設置し、計画的な運営を行う。	連絡協議会を随時開催して、障害者の交流のためのイベントを企画立案する。主催団体は輪番制とし、地域のボランティアの協力も得て、多くの人に参加し、交流できる場にする。また、イベントの開催を、主催者と連携をとりながら、広く地域住民に知ってもらい、参加してもらうため、町内自治会が掲示板、回覧板を活用して広報する。	

事業名	17 学校における子ども同士の交流の推進	
事業内容		
<p>幼いころから一緒に勉強したり、遊んだりしながら、自然な形で付き合うことができているれば、将来も同じ地域において自然な形で交流することができる。</p> <p>そのため、毎日の学校生活の中で、障害児との交流の機会を充実させることが重要である。教育委員会では、障害児と健常児の交流の大切さを認識しており、特殊学級設置校では、総合的学習や行事で障害児との交流を行っているが、</p> <p>ア 給食の時間や、体育、音楽などの授業と一緒に参加するなど、交流の機会を増やす。</p> <p>イ 特殊学級や養護学校との行き来の機会を増やす。</p>		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
PTA 青少年育成委員		学校が、これまでより交流内容を充実させていくためには、人的、物的条件を整備する必要があるため、特に、校外学習等で他の学校等との交流を行う際に、地域として支援体制を整え、学校と協議する。

事業名	18 ドッキングプレイス	
事業内容		
<p>子どもから高齢者、障害者、児童、赤ちゃん連れの母親など、誰もが、朝から夕まで気軽に出入りでき、話し合え、こころを育てる場となるようなサロンを地域につくり、そこを拠点として、世代間交流や助け合える関係をつくる。</p> <p>徒歩圏内である、100～200世帯程度を小地域とする。</p> <p>小地域単位に「ミニドッキングプレイス」を確保し、さらに小学校区単位に「ドッキングプレイス」を設け、小地域同士が交流できるようにする。</p>		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
<p>ア 担い手 現に活動している人を基本に、ボランティアで参加できる人をさらに確保し、小地域内で活動してもらう。</p> <p>イ コーディネーター ミニドッキングプレイスごとに地域ボランティア等の中から選定する</p>		<p>コーディネーターの役割 地域内において、施設が足りているか、活動が鈍っていないか、必要な調整を行う。 小学校区内を調整する役割の人も配置する。</p>

基本方針 3 社会参加の推進

誰もが、地域社会でその人らしく充実した生活が送れるよう、地域に活動の場・就労の場を確保し、社会参加ができるようにする。

事業名	19 社会福祉施設でお手伝い	
事業内容		
高齢者の地域社会での活動の場を確保する。定年を迎えたばかりの人や比較的元気な高齢者、また社会施設利用者の多くは、常に生きがいを求め、いつまでも社会と関わり続けていたいという思いがあり、社会福祉施設において、これまで蓄積した知識や経験を活かし、ボランティア活動に取り組む。		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
定年を迎えたばかりの人 比較的元気な高齢者 社会施設利用者		ア 施設内で 庭の手入れ、軽易な修繕、軽作業の補助、 入浴後の整髪、囲碁の指導、話し相手など。 イ 地域の放課後児童の預かりの役割 ケアハウスの談話室などを、地域の放課後 児童の一時預かりの場として提供する。

事業名	20 社会活動応援隊の結成	
事業内容		
軽度の障害者が自ら働き対価を得ることにより、自信をつけ、社会的に自立する糸口とするため、社会活動応援隊を結成し、遊休農地を借り上げ、障害者ととともに農作業を行い、また、生産物を販売する。労働、生産物を販売、収入の確保によって、障害者の社会参加、自立促進を図る。 【対象者】 本人自身で社会活動がうまくできない軽度の障害者、さらに引きこもりや不登校の生徒も対象とする。		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
当事者の家族 NPO、地域のボランティア 生活支援者としてハンディを持つ方を理解できる専門家 など		(課題) 農地の確保 JA農協や市からの情報提供により、遊休農地(特に水田)を開放してくれる農家を探す。

事業名	2 1 ボランティアによる戸別訪問	
事業内容		
<p>家族の努力にもかかわらず、社会的に孤立している障害者を第三者による訪問を重ね、自然に社会参加への糸口をつくっていく。</p>		
主な担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制	
<p>当事者の家族、 NPO、地域のボランティア 生活支援者としてハンディを持つ方を理解できる専門家などで支援体制をつくる。</p>	<p>ア 訪問活動と場への誘導 訪問を重ね、就労など社会参加への糸口とする。</p> <p>イ いきやすい場（講座、活動）のプログラム作成</p> <p>ウ 活動成果の発表会を開き、作品や活動状況、成果を広く一般の方に見てもらう。</p>	

事業名	2 2 地域内行事参加の啓発活動	
事業内容		
<p>地域で行われるイベントに、障害者が参加できるようなコーナーなどを設け、社会参加を促進する。各種行事に、障害者の参加への呼びかけを行うことで、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める。 障害者が参加できるコーナー（種目）を設ける等の工夫を凝らす。</p>		
主な担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制	
<p>地域で開催される住民参加行事の主催者 （当事者やその家族を含めた地域住民）</p>	<p>当事者の家族、NPO、生活支援者としてハンディを持つ方を理解できる専門家、ボランティアなど</p>	

事業名	2 3 障害者の雇用の促進	
事業内容		
<p>例えば、途中で視覚障害を負った人が、学校等で技術を習得したとしてもなかなか雇用されずに困っているなど、障害者が働きたくても雇用されずに困っている実態があることから、行政とともに、企業等に積極的な働きかけや啓発といった運動を行う。</p>		
主な担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制	
<p>福祉団体、作業支援ワーカー、行政などによる共同体制を組織化する。 お仕事斡旋隊（NO27）と連携する。</p>		

事業名	2 4 雇用推進の広報の充実	
事業内容		
地域の障害者の雇用の促進を図るため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた法定雇用率や雇用義務などについて、行政による広報を充実させるとともに、地域住民も、地域の企業に呼びかけ広報を支援する。		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
行政 地域住民		

事業名	2 5 一時的な子育てを地域ぐるみで支援する	
事業内容		
子育て中の親で、社会参加の第一歩を踏み出そうとする人を地域ぐるみで支援する。地域で開催される文化講演会やIT講習などの講座、教室等に参加する際に一時的に子どもを預かる。		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
地域住民		

事業名	2 6 地域における若者自立支援運動	
事業内容		
働くことにも学ぶことにも踏み出せないニート、引きこもり、意欲を持ちながらも、それが思うようにならず苦悩している精神障害者など、社会参加が困難な若者が増えていることを身近な地域での課題としてとらえ、次のような活動を行う。		
運動の第1段階は勉強会への参加		
社会の入り口で立ち止まる若者の声なき声に耳を傾ける。		
地域住民全体的な問題として認識するため、各種勉強会に積極的に参加し、地域全体で何かできることはないか、その取組みを見出そうとするものである。		
運動の第2段階は呼び掛け		
ア ニートや引きこもりの若者への情報の提供、職業的自立への働き掛け		
イ 地域の地元企業への若者向け就職窓口の門戸開放への働き掛け		
専門機関への橋渡し		
社会に踏み出せない若者のなかには、心の悩みを抱えている者もあり、地域で解決できないケースは、専門機関への橋渡しをおこなう。		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
地域住民		

事業名	27 お仕事斡旋センターの創設	
事業内容		
本人自身で社会活動がうまくできない障害者などと、企業を結びつけるために、「ここまでならでき」と「ここまで仕事してほしい」とのコーディネートを行う。		
主な担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制	
コーディネーター役として、 当事者の家族、 NPO、ボランティア 生活支援者としてハンディを持つ方を理解できる専門家 などで「お仕事斡旋隊」を組織する。	実態調査と交渉 ハンディを持つ方のその詳細な状況や、企業の希望など実態調査を実施する。この調査をもとに、各企業への要望、交渉を行う。 人材バンク 様々な場面で活動できるように、双方の情報を登録・活用する。 求人広告 地域限定の求人広告を作る。	

基本方針4 人材の育成・地域の福祉力向上

誰もが持つ福祉の心を喚起・啓発し、幅広い福祉の活動の輪を広げる仕組みづくりも行って、人材の育成と地域の福祉力を高める。

事業名	28 地域で、福祉に関する講座、ボランティア講座等の受講機会の提供	
事業内容		
福祉の心を喚起、啓発するため、福祉講座への参加呼びかけ 当事者の講座への参加 「介護等マニュアル」の配置 初級講座とステップアップ講座 土、日に空き教室を利用して講座の開催 男性、シニアの知恵・経験・技能の活用		
主な担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制	
ボランティア養成講師、ボランティアセンター、地域生活支援センター、障害者家族会、町内自治会、社協地区部会	・地域での講座開催 ・市内で開催される講座、講演会、講習会等へ参加呼びかけ ・当事者、家族の講師、パネラー等として参加を呼びかけ ・マニュアルの作成、配布 行政	

事業名	29 幼児期からの障害児とのふれあいづくり	
事業内容		
障害者に対する理解を深めるため、保育園等に障害児も通園・幼稚園での特殊組との交流カリキュラムをつくり、徐々に回数増やす。		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
保育士等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児受け入れ態勢をつくる ・ 交流のカリキュラムづくり

事業名	30 幼稚園から大学まで継続した障害者とのふれあいづくり	
事業内容		
障害者に対する理解を深める・障害者施設への訪問・イベントへの参加		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
地域にいる専門指導員登録ボランティア		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設訪問受け入れ ・ イベント等の企画、参加呼びかけ、広報(市政だより等)

事業名	31 市民のボランティア体験障害者と交流の機会をつくる	
事業内容		
障害者に対する理解を深める・地域の障害者施設でボランティア体験し、障害者と交流する・地域にある障害者施設を地域住民に開放・地域福祉活動に関する情報の発信		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
施設職員ボランティア家族・当事者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の市民への開放 ・ 施設でのボランティア体験、交流の機会を提供 ・ 地域の福祉活動情報の発信

事業名	32 福祉のまちづくりの啓発	
事業内容		
福祉のまちづくりの啓発及び障害者への差別をなくすため、 「人にやさしい町づくり」条例の制定 障害者差別禁止条例の制定		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
行政		

事業名	3 3 障害者の権利擁護活動	
事業内容		
<p>障害者の権利を守るため、次のような活動を行う。</p> <p>1．実態調査と一般市民への周知（例えば「人権パンフレット」の配布など）</p> <p>2．権利救済活動 - 地域ネットワークの形成（通報システムと保護、窓口1本化など）</p> <p>3．権利獲得活動 - 支援ネットワーク（当事者等 - 市民の交流、相談援助、権利を守る - 公的機関の責任）</p>		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
<p>地域生活支援センターの相談員</p> <p>人権サポーター</p>		<p>実態調査と市民への周知、「人権パンフレット」の作成・配布 通報システムの確立と通報者の保護 窓口の一本化（相談、援助、調査、調整、勧告、改善等の活動）</p> <p>支援体制として、支援ネットワークの形成 「人権サポートネット」 民生・児童委員・社協・家族会・当事者会・ボランティア団体等</p>

事業名	3 4 福祉施設等と住民の連携	
事業内容		
<p>施設と地域が連携して地域住民の体験・交流の場づくりを推進するため、地元の福祉施設等が連携して、地域住民の体験講座や交流の場を持つ</p>		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
社協地区部会、福祉施設職員、ボランティア		

事業名	3 5 地域の障害者の自立支援体制をつくる	
事業内容		
<p>ひきこもり障害者の支援ため、段階的に社会参加を促す活動を行う。例えば、個別訪問 ぶらっと寄る場所 友達会 音楽・パソコン教室 戸外活動</p>		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
<p>医師、大学教授、ボランティア（学生等）</p> <p>施設職員、家族</p>		<p>対象者ごとに、調査 - プログラム開発 - 研修</p>

事業名	36 世話役さん（再掲 NO4）	
事業内容		
民生・児童委員のサポート。活動範囲は、民生委員の補助的なもの。資格認定は設けないが、登録は必要とする。		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
民生・児童委員協議会（地区）退職者・主婦等		（検討事項） 研修 - 認定、守秘義務、協力の範囲

事業名	37 地域ボランティアの拠点づくり（再掲 NO2）	
事業内容		
地域のボランティアをボランティア人材バンクに登録する。コーディネーターを置く。地域福祉活動リーダーの養成・配置する。地域福祉活動情報を発信する。介護、サポートマニュアル等を常備する。		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
社協地区部会退職者（専門職）福祉専攻学生		養成方法、研修・体験、拠点の確保など

事業名	38 公共施設等職員の対応能力レベルアップ	
事業内容		
公共施設等の職員の対応能力のレベルアップを図る。研修の講師は地域活動を行っている人から養成する。また、「介助等マニュアル」を作成し配布する。 技能職種（手話通訳等）の配置も働きかける。		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
「講師養成」社会福祉協議会		公共施設等とは、百貨店劇場、ホテル、駅、病院、役所、図書館、公民館など 担い手の役割は、情報共有して体制つくる 養成方法は資格認定 - 福祉団体等

事業名	39 福祉事業者の体質改善、福祉事業従事者の専門、技能強化	
事業内容		
福祉事業従事者のレベルアップが必要（研修など）。民間事業者の基本となる福祉理念の徹底・高齢者グループホーム設置基準の強化・ケアマネージャー人材不足（質・量とも）の解決策検討・ホームヘルパー等養成課程に手話を追加		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
行政		

基本方針 5 相談体制、情報提供の場づくり

いつでも気軽に相談ができて、欲しい情報を分かりやすく収集できる仕組みをつくります。

事業名	40 中央区相談・情報センター（センター的機能）	
事業内容		
ウェブサイトを利用した相談・情報の拠点としての機能		
ア 相談の受付・調整 専門的な相談から、一般的な心配事の相談まで、幅広く、相談を受け付け、解決に向けた具体的な提案・調整を行う。ケースによっては、専門の機関への繋ぎを的確に行う。		
イ 福祉相談WEBサイトの構築・管理 相談・情報センターまで出かけられない方のために、千葉市のホームページに、福祉相談WEBサイトを構築し、過去の相談事例や最近の相談事例を検索できるようにする。		
ウ 情報提供 行政、民間、ボランティアなどが実施している施策や活動状況、福祉施設の設置状況など、あらゆる情報がわかりやすく、的確に入手できるようにする。		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
行政、社会福祉士など、専門家の配置を検討する。		

事業名	41 中学校区相談・情報センター	
事業内容		
誰もが気軽に相談できる場、情報を得られる場とする。よろず的な相談も受け入れる。		
ア 市民便利帳に記載された内容の受け答え		
イ 民生・児童委員や中央区相談・情報センター（市が設置有効可能性を検討中）への橋渡し		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
民生・児童委員など アとイについては、人材バンクで登録されたボランティアが応援部隊として手伝う。		社協地区部会、障害者団体、民生・児童委員、町内自治会などが中心となり、体制をつくり、運営管理する。 町内自治会との連携も検討し、関係機関との定期的な会議をもつ。 拠点が必要となるため、担当部署と協議が必要。

事業名	4 2 福祉マップ、福祉情報誌	
事業内容		
<p>ア お年寄りに分かり易い、地域の居場所マップを作成する。</p> <p>イ 地域の高齢者や障害者に関わる施設、関係機関のマップ。車椅子が通れる範囲を示すなど、様々な工夫を凝らす。</p> <p>ウ 住民や福祉施設の福祉活動状況、ボランティア団体などの人材や活動状況、マップなどを盛り込んだ情報誌の作成を検討する。</p> <p>エ 子育て支援サービスの実施施設や関係機関などのマップ。</p> <p>オ 地域ごとの作成を検討する。</p>		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
行政、地域住民、町内自治会、民生・児童委員・児童委員、社協地区部会、社会福祉協議会、障害者団体などが連携して推進体制を構築し、掲載内容などを検討する。		作成経費が必要となるため、担当部署と協議が必要。

事業名	4 3 わかりやすい情報の集約	
事業内容		
<p>目的</p> <p>地域に関する情報を受けやすく、また情報を提供しやすい環境を整備する。</p> <p>活動内容</p> <p>ア 各情報伝達手段の役割分担の明確化 (ア) ちば市民便利帳(くらしのガイド) (イ) ちば市政だより (ウ) 町内自治会回覧・掲示板 (エ) 千葉市ホームページ</p> <p>イ アを利用できない人に対しては、次の人が情報を探す相談にのる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生・児童委員や町内自治会の各種役員 ・ 行政 <p>ウ 公共施設に、ちば市民便利帳・ちば市政だよりに記載された項目のパンフレットや資料を配備するとともに、千葉市ホームページからその情報の発信元サイトへリンクさせる。</p>		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制

基本方針 6 福祉教育の推進

人権尊重の意識を高め、地域社会から偏見や差別をなくすため、家庭、学校、地域などの場で福祉教育に積極的に取り組みます。

事業名	4 4 学校での福祉教育
事業内容	
<p>子どもの頃からの体系的な、人権学習を根底においた福祉教育の推進を図るため、体系的な福祉学習にするため、オリエンテーション、段階を踏んだ ボランティア体験学習を行う。</p> <p>総合学習でボランティア体験学習、障害者体験、介助方法の習得等・福祉施設等に行き障害者と交流する</p> <p>ふれあいトーク（児童、親子、教職員）・地域貢献活動を行う。・校内で P T A を対象とする福祉講座を実施する。</p>	
主な担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制
教職員施設職員当事者・ボランティア専門指導員	・ふれあいトークは児童、親子、教職員を別々に実施

事業名	4 5 家庭での福祉教育
事業内容	
<p>障害者等の人権尊重の意識を高め、地域社会から偏見・差別をなくすため、家庭に「福祉教育ハンドブック」の配布・P T A の集まりでの学習を行う。</p>	
主な担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制
両親、祖父母等	(課題) 経費負担の問題

事業名	4 6 地域での福祉教育
事業内容	
<p>地域住民の介護力、福祉力の向上、福祉活動への理解と参画を促進するため、福祉施設でのボランティア体験学習 社会福祉施設等でのボランティア教室の開催 町内自治会、社協の部会等の会合時に講座の開催</p>	
主な担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制
地域住民、施設職員、町内自治会	

基本方針 7 人にやさしい生活環境づくり

誰もが住み慣れた家庭や地域社会で安心して暮らせるようにするためには、防犯の面で住民の手で何ができるのか、考える必要があります。また、利用者に配慮した建築物の普及、住宅のバリアフリー化、道路などの段差解消が推進されることが必要です。

地域が安心・安全で住みよいものになるよう、人にやさしい生活環境づくりを進めます。

事業名	47 学校安全ボランティア活動の推進	
事業内容		
<p>教育委員会が取組んでいる「学校安全ボランティア(セーフティウォッチャー)」に、多くの住民が参加するよう地域としてもその促進を図っていく。</p> <p>児童・生徒の登下校時の時間帯に合わせて、通学路に人を配置して、児童・生徒が安全に通学できるようにする。</p> <p>学校の校庭等の見回りについても、将来的な活動目標として、学校側と調整を進める。</p>		
	主な担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能/支援体制
	<p>地域住民</p> <p>町内自治会、PTAなどが実施体制をつくり、学校、教育委員会と連携を図る。</p>	

事業名	48 防犯安全運動の推進	
事業内容		
<p>ア 防犯のための講習会参加の呼びかけ</p> <p>学校や警察が開催する安全講習会や防犯教室、さらに暴漢撃退法などの訓練会場へ、親子または地域住民が積極的に参加できるように、広く呼びかける。</p> <p>イ 子ども110番の家</p> <p>青少年育成委員会が実施する「子ども110番の家」の存在を地域に広く周知し、登録する一般家庭やコンビニなどの事業者が増えるよう啓発するとともに、地域で行われる行事等において、子どもたちにも周知する。</p>		
	主な担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能/支援体制
	<p>児童・生徒とその親</p> <p>地域住民</p>	

事業名	49 地域防犯パトロール	
事業内容		
地域内の防犯パトロールのほか、防犯上の問題点を点検し合い、地域の安全性を高め、犯罪の未然防止を図る。		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
町内自治会、PTA、子ども会等で組織化し、小さな区域ごとに10人程度の班を編成し巡回する。		市の地域の防犯パトロール隊支援事業との連携を図る。継続させるための様々な取組みを班ごとに検討する。

事業名	50 町内自衛防災活動	
事業内容		
<p>防災訓練、救助訓練、避難場所決め・確認、避難生活シミュレーション、防災グッズ等の紹介や説明会、耐震住宅等の説明会を地域で開催する。</p> <p>ア 町内自治会単位に、年1回は必ず実施することとし、年間行事を定めたものを各世帯に配布・周知する。</p> <p>イ 小地域防災活動（NO6）での取組みが発展し、活動になるよう、町内としての連携を図る。</p> <p>ウ 小地域防災活動で把握している、非常時の連絡先、家族の人数、お年寄り、子ども、障害者などの災害弱者の状況を、町内としてどのように活用するか慎重に検討する。</p> <p>エ 地域の中に手話通訳できる人も必要。</p> <p>オ 避難場所については、紙に表示することで、誰でも分かるようになる。</p>		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
町内自治会を単位に、企画・実施する。		

事業名	51 バリアフリーのまちをつくる	
事業内容		
<p>高齢者、障害者等にやさしいバリアフリーのまちをつくるため、環境バリア改善総点検を地域で行う。</p> <p>ア 高齢者や障害者の通行に妨げとなる歩道の段差、放置自転車、ビルの入り口の重い扉などについて地域で調査し、危険箇所・要改善箇所の把握を行い、施設管理者と連携して、その適切な対応を図る。</p> <p>イ 交通バリアフリー法やバリアフリー・ユニバーサルデザイン面などの観点から、道路等屋外空間、公共建築物等、まちの状況を調査する。</p>		
主な担い手・コーディネーター		担い手等の役割・機能 / 支援体制
町内自治会などを中心とする地域住民		行政の関係機関と協働して推進する。

計 画 の 推 進 に 向 け て

1 中央区地域福祉計画推進協議会（仮称）の設置

地域関係者の情報交換により計画に基づく取組の成果を共有しながら、課題の把握や今後の取組についての議論を行うほか、地域関係者間の連絡調整を行います。委員には、地域住民から幅広く選定します。

2 具体的な計画推進体制

（1）基本的な考え方

地域の現状を考えると、どこの組織団体も手一杯であり、マンパワー不足で計画の半分も実現ができない懸念があります。

しかしながら、この計画の中の51の取組は、住民が多く時間を費やし、議論したものであることから、推進体制を明確にして、すべての取組について実現に向けた道筋をたてていきたい。

そのため、中学校区や小学校区などサービス提供エリアに合わせた組織をつくり、その組織が取組の推進母体となり、地域の実情に合わせて優先順位をつけて実施することが望ましいと考えます。

（2）計画推進体制

ア 中学校区をサービス提供エリアとする組織

学校区単位（約5千世帯）を基準として「地域サポートネットワーク」を設置します。

イ 小学校区をサービス提供エリアとする組織

小学校区単位（約2千世帯）を基準として対象者ごとに設置します。

（ア）地域子ども教室 （イ）ウィークリーサロン連絡会

（ウ）社会活動応援隊（障害者の交流）

3 弾力的な運営

新しい組織は、できるだけ簡素化することが必要であり、4つの組織についても地域の実情により、1つに統合する、あるいは、地域サポートネットワークの実行委員会として、小学校単位の取組を担う組織を置くことも考えられます。

地域サポートネットワークは、社協地区部会が対応可能の実力があれば地区部会がそのままスライドすることが好ましい。地区部会がそこまでの実力のない地域では、まず、地域サポートネットワークを立ち上げ、どちらかに統合していくことも考えられます。

中央区地域福祉計画 PR 版

発 行 平成18年3月

編集・発行 千葉市 保健福祉局 保健福祉総務課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1